

○河北郡市広域事務組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第13号
改正 平成22年10月7日 条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は勤務することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次の各号に掲げる場合又は、期間に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合
- (2) 河北郡市広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第11条。以下「条例」という。）第5条に規定する週休日に変更された勤務日、第8条の2に規定する時間外勤務代休時間、条例第9条に規定する休日及び条例第10条に規定する休日の代休日
- (3) 条例第12条に規定する年次有給休暇による場合並びに法第28条第2項の規定による休職の期間

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成22年10月7日第6号）

この条例は、公布の日から施行する。